

○郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日

郡山市条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28条例57・令3条例22・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(令6条例10・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人

情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(令6条例10・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例57・令3条例22・一部改正)

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第1第6項、同表第14項から第16項まで、同表第18項及び同表第19項の規定、別表第2第20項及び同表第28項から第30項までの規定並びに別表第3第6項及び同表第7項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年郡山市条例第57号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年郡山市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年郡山市条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定（「教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加える部分及び「子ども・子育て支援関係情報」を「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第4条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和2年3月31日

（郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の公布の日から施行の日の前日までの間においては、第4条の規定による改正後の郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の13の項及び26の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給、」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による同法附則第2条の認定」とする。

附 則（令和3年郡山市条例第22号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年郡山市条例第10号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和6年郡山市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令元条例20・令6条例24・一部改正）

機関	事務
----	----

1	市長	郡山市国民健康保険高額療養費貸付条例（平成19年郡山市条例第19号）による療養に要する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第9号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	郡山市特定疾患患者福祉手当条例（昭和50年郡山市条例第13号）による特定疾患患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度及び中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	市長	日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11	市長	郡山市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12	市長	郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年郡山市条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

13 市長	児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（以下「認可外保育施設」という。）を利用する児童で第一子のものの保護者に対する保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し実施する就学に必要な費用の援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	郡山市奨学資金給与条例（昭和42年郡山市条例第17号）による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
17 教育委員会	郡山市篤志奨学資金給与条例（昭和45年郡山市条例第27号）による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
18 教育委員会	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し助成する就学に必要な費用（以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平29条例22・平30条例56・令元条例20・令6条例24・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、外国人保護関係情報又は郡山市特定疾患患者福祉手当条例による特

		定疾患患者福祉手当の支給に関する情報（以下「特定疾患患者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、外国人保護関係情報又は市税（国民健康保険税を含む。）、市営住宅使用料、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料、介護保険法による保険料若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による支給認定保護者若しくは扶養義務者が負担すべき費用の納付の状況若しくは徴収に関する情報（以下「市税等の納付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報又は市税等の納付等関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助の実施に関する情報（以下「就学援助関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	
7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	郡山市こども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費関係情報」という。）
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、障害者関係情報、市税等の納付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は特定疾患患者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報又は市税等の納付等関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）又は国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定

	事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
13 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報又は市税等の納付等関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	郡山市国民健康保険高額療養費貸付条例による療養に要する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、特定疾患患者福祉手当関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、国民健康保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子

		保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、子ども医療費関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報又は国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	郡山市特定疾患患者福祉手当条例による特定疾患患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報又は特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度及び中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に要する経費の助	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	成に関する事務であって規則で定めるもの	
20 市長	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	郡山市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
24 市長	郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険給付等関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、児童扶養手当関係情報又は重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

26 市長	認可外保育施設を利用する児童で第一子のものの保護者に対する保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
27 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療費関係情報」という。）
28 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助関係情報

別表第3（第5条関係）

（平30条例56・令6条例24・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助関係情報、学校保健安全法医療費関係情報又は特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助関係情報、学校保健安全法医療費関係情報又は特別支援教育就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務で	教育委員会	就学援助関係情報、学校保健安全法医療費関係情報又は特別支援教育就学奨励費関係情報であって

	あって規則で定めるもの		規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	郡山市奨学資金給与条例による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	郡山市篤志奨学資金給与条例による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの